

実体法と手続法をリンクさせた独自の方法論で短期合格へと導きます!

▶ 新版デュープロセスシリーズ

司法書士受験本のロングセラー!

〔竹下貴浩著 早稲田経営出版〕

デュープロセスは、司法書士試験全科目の基本書です。デュープロセスは初めて法律を学ぶ人にもわかりやすいよう、各テーマ別に例題があり、その例題を元に論点の解説が書かれているので、読み込む中で問題点、注意点など、学習すべき点が把握できる編集となっています。また、特に主要4科目において密接な関係にある手続法と実体法を一体化させ、合理的に学習できるよう書かれている点が一般的な基本書とは大きく異なります。本テキストは、適切な学習方法でより早く合格を獲得して欲しいという著者の願いが込められた基本書です。



第2章 権利の主体と客体

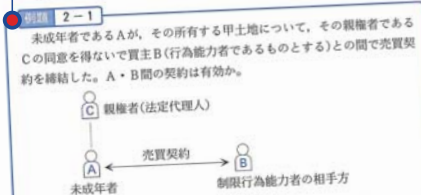
第1節 権利能力、意思能力及び行為能力

『例題』を用いた解説

初めて法律を学ぶ人にもわかりやすいよう、過去問を素材にした『例題』を使って解説しています。

『用語の意義』を解説

用語の意義を示したうえで解説していますので法律を初めて学ぶ人も安心です。



1. 権利能力
(1) 権利能力の意義
権利能力とは、私法上の権利義務の主体となることのできる地位または資格のことをいう。「権利義務の主体となることができるか」ということの意味を、例題2-1にあってはめている。「Aが売主としての権利を取得することができるか」、または、「Aが売主としての義務を負うことができるか」ということである。より具体的にいえば、未成年者であるAがBに対して代金の支払を請求する権利を取得するのか、また、Bに対して甲土地の引渡しをする義務を負うのかということである。
- (2) 権利能力の始期
私権の享有は、出生に始まる(民83-1)。「私権」とは、私法上認められる権利のことである。つまり、人は生まれてきた以上、すべて私法上の権利義務を享受することができる。したがって、生まれたばかりの子でも権利能力はあり、契約当事者となることである。ただし、その者が契約

第3節 法律行為の無効及び取消し

<無効と取消しの比較>

	無効	取消し
意義	特定人の主張を待たず、その法律行為は初めから何ら効果を生じない	取消権者の取消しの意思表示がされるまでは、その法律行為は一定有効、取消しがされて初めて当初から無効と扱われる
主張できる者	誰からでも誰に対しても主張できる(ただし、錯誤、通謀虚偽表示の場合に例外あり)	取消権者に限って主張することができる
主張できる期間	いつでも主張することができる	主張できる期間が制限されている
追認の効果	追認されも有効となることはない。ただし、非適法的に有効となることはある	追認されると確定的に有効となる
時の経過	放置しても時の経過による変化はない	取消権が一定期間の経過によって消滅し、有効であることが確定する

『図表』の効果的挿入

図表を効果的に使い、複雑な法律関係もスッキリとイメージできます。

● 補充解説

抗弁権の永久性の理論について
ます、次の事例について考えてみてください。平成17年度本試験の午前の部の第7問で出題された事例です。
(事例)
Aは、Bとの間で、A所有の絵画をBに贈与する旨の契約を締結し、その旨の書面を作成したが、その直後に、その契約の締結の際にBが詐欺を行っていたことに気が付いた。しかし、Bから履行の請求がなかったことから、そのまま8年が経過したところ、BがAに対し、絵画の引渡しを求めた訴えを提起した。そこで、Aは、Bの詐欺を理由に本件贈与契約を取り消す旨の意思表示をしたが、Bは、追認ができる時から5年が経過しているとして、取消権の消滅時効を援用した。
上記の事例(以下「本事例」といいます)においては、Aが詐欺に気付いた

『補充解説』を適宜挿入

用語解説的なものや、関連して確認すべき注意事項、学習の指針など様々な要素をもち、読者の学習進度に応じ、その理解を助けます。